



凡 例	
	都市計画 生産緑地地区
	特定生産緑地 解除区域
	特定生産緑地 既指定区域

「この測量成果は、国土地理院長の承認を得て同院所管の測量成果を使用して得たものである（承認番号）平成24関公第269号」  
 「この地図は、東京都知事の承認を受けて、東京都縮尺2,500分の1地形図を利用して作成したものである。（承認番号）6都市基交第28号」  
 「この地図は、東京都知事の承認を受けて、東京都縮尺1/2,500の地形図（道路網図）を使用して作成したものである。  
 ただし、計画線は、都市計画道路の計画図から転記したものである。無断複製を禁ず。（承認番号）6都市基街都第237号、令和6年12月5日」